

審査基準

○ 運転経歴証明書の再交付（第30条の13第1項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法施行規則
根拠条項	第30条の13第1項
処分の概要	運転経歴証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行規則第30条の13第2項(運転経歴証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が交付した運転経歴証明書に対して、当該再交付の申請が行われた場合にあっては、1～30日 (運転免許センター1日、警察署30日)
申請先	運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係
決裁区分等	交通部運転免許課長